

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公開番号】特開2013-13718(P2013-13718A)

【公開日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2012-139810(P2012-139810)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2006.01)

A 6 3 B 53/06 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 A

A 6 3 B 53/06 B

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月16日(2013.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メタルウッドゴルフクラブヘッドにおいて、

上記ゴルフクラブヘッドの自然な輪郭を形成する本体部分と、

上記ゴルフクラブヘッドの底の近くのソール部分と、

上記ゴルフクラブヘッドの上記自然な輪郭の外側に配置されるウェイトとを有し、

上記ゴルフクラブヘッドのM O I y の前後距離に対する比が3 8 3 g · cmより大きく

、  
上記M O I y の前後距離に対する比は、上記ゴルフクラブヘッドのM O I y を上記ゴルフクラブヘッドの前途距離で割ったものとして定義されることを特徴とするメタルウッドゴルフクラブヘッド。

【請求項2】

メタルウッドゴルフクラブヘッドにおいて、

上記ゴルフクラブヘッドの自然な輪郭を形成する本体部分と、

上記ゴルフクラブヘッドの底の近くのソール部分と、

上記ゴルフクラブヘッドの上記自然な輪郭の外側に配置されるウェイトとを有し、

上記ウェイトの配置は、上記ゴルフクラブヘッドのヒール側面図からの2次元投影から観測される内側同心円および外側同心円により拘束され、

上記内側同心円は上記ゴルフクラブヘッドの重心から、z軸に沿って後方に33.1m m、y軸に沿って上方に19.3mmに位置する点を中心とし、その半径が89.4mmであり、

上記外側同心円は上記ゴルフクラブヘッドの上記重心から、上記z軸に沿って後方に33.1mm、上記y軸に沿って上方に19.3mmに位置する点を中心とし、その半径が94.8mmであることを特徴とするメタルウッドゴルフクラブヘッド。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0009】**

この発明の一側面において、メタルウッドゴルフクラブヘッドは、ゴルフクラブヘッドの自然の輪郭を形成する本体部分と、ゴルフクラブヘッドの底の近くのソール部分と、ゴルフクラブヘッドの自然な輪郭の外に配置されたウェイトとを有する。このゴルフクラブでは、y軸のM O Iの前後距離に対する比は約383 g · cmより大きく、ここで、このy軸のM O Iの前後距離に対する比は、ゴルフクラブヘッドの前後距離でゴルフクラブのy軸のM O Iを割ったものとして定義される。